

群馬県地域リハビリテーション支援センター指定運営要項

第1 目的

この要項は、群馬県地域リハビリテーション推進指針に規定する群馬県地域リハビリテーション支援センター(以下、「県支援センター」という。)の指定及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 指定

1 群馬県地域リハビリテーション協議会(以下「協議会」という。)は、第3の指定基準に該当し、県支援センターとして最も相応しい団体又は施設等を知事に推薦する。

2 知事は、協議会の推薦を適当と認める場合には、当該団体又は施設等の同意を得て、県支援センターとして指定するものとする。

第3 指定基準

県支援センターの指定基準は、次のとおりとする。

1 第6に規定する県支援センターの業務を行うことができること。

2 本県の地域リハビリテーションの推進に必要な調整指導力のある人材を有すること。

3 地域リハビリテーション活動の実績があり、地域貢献に積極的に取り組む熱意があること。

第4 指定期間

指定期間は、指定した日から2年以内とし、知事が定めるものとする。

第5 指定の取り消し

知事は、県支援センターから指定の辞退があった場合、第3の指定基準を満たさなくなった場合又は運営において重大な支障があると認めた場合は、指定を取り消すことができる。

第6 県支援センターの業務

県支援センターは、地域リハビリテーション広域支援センター(以下「広域支援センター」という。)に対する支援及び本県における地域リハビリテーションの推進のために必要な次の業務を行う。

1 広域支援センターの支援

ア 研修会講師の紹介

イ 助言、指導

ウ 教材の開発

2 広域支援センター連絡協議会の設置及び運営

3 関係機関等との連絡調整

4 研修会等(専門職・関連職・住民向け)の開催

5 調査研究

6 情報データバンク

7 ホームページの設置及び運営

8 その他協議会が必要と認める業務

第7 事業計画及び委託

1 県支援センターは、年度ごとに事業計画を定め、知事に提出するものとする。

2 知事は、予算の範囲内において、県支援センターの業務の一部を委託することができる。なお、業務委託要領については、別途定める。

第8 事業報告等

1 県支援センターの代表者は、当該年度の事業実績報告書を、翌年度4月末までに提出するものとする。

2 知事は、必要に応じて、事業執行状況についての報告を求めることができる。

第9 帳簿等

県支援センターは、その業務実績及び会計に関する帳簿を備えるものとする。

第10 秘密の保持

県支援センターの業務に携わる者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

附 則

この要項は、平成16年7月29日から施行する。

